

8 豊 契 号 外  
令和 8 年 5 月 22 日

関係各位

総務部契約検査課長

豊川市建設現場の遠隔臨場の活用に関する評価基準について（通知）  
豊川市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について、下記のとおり評価基準を追加することとしたのでお知らせいたします。

記

1. 概要

令和 7 年 4 月 1 日施行の「豊川市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」において、5 ページに「9. 工事成績評定の取り扱い 遠隔臨場を実施した場合は、発注方法に関わらず、創意工夫の「5. 創意工夫」－「施工関係」－「その他」において事例に「遠隔臨場」と記載して評価し 0. 4 点の加点とする。」を追加する。

2. 対象工事

令和 8 年 5 月 22 日以降に着手する豊川市が発注する遠隔臨場を実施した工事（工事成績評定のない工事は除く）。ただし、それ以前に契約した工事についても、受発注者の協議により、本基準を適用できるものとする。

（連絡先）

担 当 総務部契約検査課検査係  
電 話 0533-89-2178（内線 1715）  
F A X 0533-89-2163